

公募型プロポーザル方式の実施について

公募型プロポーザル方式により岩見沢市新病院建設工事実施設計技術協力業務の受託者（施工予定者）を選定するため、参加希望者を次のとおり公募する。

令和 5年12月 5日

岩見沢市長 松野 哲

1 業務概要

本プロポーザルにおいて、優先交渉権者に特定された者は、技術提案のあった事項及び採用となったバリューエンジニアリング（VE）及びコストダウン（CD）による提案等を実施設計に反映させるため、以下の業務契約を締結する。

- (1) 業務番号 第 6001 号
- (2) 業務名 岩見沢市新病院建設工事実施設計技術協力業務
- (3) 業務内容 岩見沢市新病院建設工事施工予定者選定に係る公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）のとおり
- (4) 履行期間
契約日の翌日から工事請負契約日の前日又は工事費等の合意の不成立が確定した日まで（予定）

2 工事概要

- (1) 工事名（仮称） 岩見沢市新病院建設工事
- (2) 工事場所 岩見沢市4条東16丁目1番1 外
- (3) 予定工事期間 令和 7年 7月～令和 9年12月
- (4) 工事範囲 岩見沢市新病院建設工事実施設計技術協力業務仕様書（以下「仕様書」という。）Iの3（3）のとおり
- (5) その他 仕様書のとおり

3 参加資格要件

本プロポーザル方式への参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次の要件を全て満たしていること。

- (1) 法人格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

- (3) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定により、特定建設業の許可を受けていること。
- (4) 令和5・6年度岩見沢市建設工事等競争入札参加資格者名簿において「建築工事」の入札参加資格がA等級に登録されていること。
- (5) 岩見沢市入札参加資格者指名停止基準の規定に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 参加希望者又は参加希望者の役員等（役員としては登記又は提出されていないが実質上経営に参与している者を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。
- (7) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の3第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けている者であること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。（更生計画の認可が決定した場合又は再生計画の認可決定が確定した場合を除く。）
- (9) 設計者及び参加希望者の間に資本関係又は人的関係（次の基準のいずれかに該当するものをいう。）がないこと。

ア 資本関係

- ① 子会社等と親会社等の関係にある場合（子会社等及び親会社等の定義は、会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2及び第4号の2の規定による。以下同じ。）
- ② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

- (10) 市町村税、都道府県税及び国税（消費税及び地方消費税を含む。）の滞納がない者であること。
- (11) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (12) 単体企業での参加とすること。
なお、優先交渉権者として特定された者は、三者協定及び技術協力業務契約の締結までに、乙型JV及び甲型JVに係る協定を締結したうえで、発注者へ各JVに係る申請書を提出し、発注者が認めた場合、各JVを結成する。各JVについての詳細は、実施要領「I章2用語の定義（1）乙型JV及び8各JVの構成に関する事項」による。
- (13) 技術協力業務の一部を再委託する場合で、再委託先の協力事務所等が令和5・6年度岩見沢市建設工事等競争入札参加資格者名簿に登録されている者であるときは、指名停止期間中でないこと。
- (14) 新病院建設工事期間中に、建設業法に基づき現場代理人及び監理技術者を適正に配置できること。
- (15) 元請負人として、平成25年4月1日以降に竣工した公共工事における施工実績を有すること。

- (16) 元請負人として、平成25年4月1日以降に竣工した国内の病院（病床数300床以上に限る。）の新築又は増築工事の設計（技術協力を含む。）又は施工実績を有すること。ただし、増築の場合にあつては、増築部分が病床数300床以上の規模のものに限る。
- (17) 技術協力業務期間中に、技術協力責任者及び各技術協力担当者を配置すること。

4 実施要領等の配布について

実施要領及び様式等（以下「実施要領等」という。）の配布は、次のとおりとする。

(1) 配布期間

令和5年12月5日（火）から令和5年12月21日（木）までのうち、土曜日、日曜日及び休日を除く、毎日午前9時から午後5時まで（最終日は午前11時まで）

(2) 配布場所

〒068-8686 岩見沢市鳩が丘1丁目1番1号
岩見沢市役所企画財政部契約検査管理課（3階51番）
電 話 0126-23-4111（内線3242）
ダイヤルイン 0126-35-4859

(3) 配布方法

(2) の場所で配布するほか、岩見沢市立総合病院ホームページからのダウンロードにより配布する。（URL <https://www.iwamizawa-hospital.jp>）

5 参加手続等

(1) 参加表明書の提出

参加希望者は、実施要領等で示す書類を次のとおり提出すること。

- ア 提出期限 令和5年12月21日（木）午前11時
- イ 提出場所 4-(2)にある配布場所に同じ。
- ウ 提出方法 持参

(2) 参加資格の確認等

3及び実施要領に定める参加資格要件の確認を行い、審査結果を通知する。併せて参加資格を有する者に、技術提案等に係る書類（以下「技術提案書等」という。）の提出を要請する。

(3) 基本設計書（案）の配布（予定）

(2) で技術提案書等の提出を要請された者に基本設計書（案）として、基本設計に係る各種計画について記載された「基本設計説明書（案）」及び「基本設計図（案）」を配布する。

- ア 配布期間 令和6年1月9日（火）から1月12日（金）
- イ 配布場所 4-(2)にある配布場所に同じ。
- ウ 配布方法 CD-Rで配布

(4) 技術提案書等の提出

(2) で技術提案書等の提出を要請された者は、次のとおり技術提案書等を提出すること。

- ア 提出期限 令和6年3月7日（木）午前11時
- イ 提出場所 4-(2)にある配布場所に同じ。
- ウ 提出方法 持参

(5) 参加の辞退

(2) で技術提案書等の提出を要請された者が参加を辞退する場合は、次のとおり参加辞退届(様式8)を提出すること。

- ア 提出期限 令和6年1月5日(金)午前11時
- イ 提出場所 4-(2)にある配布場所に同じ。
- ウ 提出方法 持参

6 非参加要請者に対する理由の説明

(1) 技術提案書等の提出を要請しない参加希望者(非参加要請者)は、その理由について、審査結果通知に指定された期限までに書面により説明を求めることができる。

なお、書面は上記4-(2)と同じ配布場所に持参することとし、ファクシミリ又は郵送等によるものは受け付けない。

(2) 理由の説明は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して原則3日以内に書面により回答する。

7 失格事項

参加資格を有する者が次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていないことが判明した場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等で示された提出期限、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

8 優先交渉権者の特定

実施要領に規定されている審査委員会において、実施要領等で定めた審査方法により、提出された技術提案書等の審査及び評価を行い、その結果に基づいて技術協力業務の優先交渉権者及び次点者を特定する。

9 契約の締結について

(1) 契約の締結

8において特定された優先交渉権者は各工事を担当する甲型JVを構成員とし、自身を代表者とする乙型JVを結成し、各JV協定を締結する。また、発注者、実施設計者を含む三者で実施設計を円滑に完成させるための協定及び技術協力業務の契約を締結する。

なお、発注者が認めた実施設計図書に基づく新病院建設工事の見積金額が、発注者と施工予定者において合意した工事費の範囲内であった場合、発注者は施工予定者との新病院建設工事請負契約の締結を予定している。

(2) JV構成員の資格要件

- ア 令和5・6年度岩見沢市建設工事等競争入札参加資格者名簿において各工事の入札参加資格がA等級に登録されていること。
- イ 公共工事の元請として平成25年4月1日以降に各工事を施工した実績があること。

(元請としての施行実績は、共同企業体の構成員としての実績も含むものとする。)

- ウ 登録された工事種別に係る監理技術者となることができる者又は主任技術者となることができる者で国家資格を有する者が存し工事の施工に当っては、これらの技術者を工事現場毎に専任で配置し得ること。
- エ 甲型JVの各代表者は建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定により、特定建設業の許可を受けていること。
- オ 原則として、甲型JVの構成員のうち少なくとも1者ずつは、岩見沢市に本店、支店又は営業所登録を有する者であること。
- カ 甲型JVの各代表者の出資比率が構成員中最大であること。
- キ 甲型JVの各代表者は現場代理人を工事現場に常駐で配置できること。
- ク 重複して他の甲型JVの構成員にならないこと。
- ケ 設計者との間に資本関係又は人的関係（3の（9）ア、イ、ウと同様）がないこと。
- コ 3の（1）、（2）、（5）、（6）、（8）、（10）、（11）を共通要件とし、その他詳細は、実施要領「I章 8 各JVの構成に関する事項」によるものとする。

(3) 契約保証金 免除する。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 技術協力業務及び新病院建設工事に係る令和6年度以降の予算が議決されなかった場合、又は歳出予算が減額若しくは削除された場合には、技術協力業務及び新病院建設工事の契約締結を中止し、又は契約を解除することがある。この場合において、生じた損害の賠償を本市に請求することができない。

10 契約担当部署

岩見沢市企画財政部契約検査管理課

11 その他

(1) 技術協力業務の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) 本プロポーザル方式への参加に要する費用は、参加者の負担とする。

(3) 提出された書類は返却しない。

(4) 提出された書類は、参加者に無断で本プロポーザル方式以外の用に使用しない。ただし、本提案に係る情報公開請求があった場合は、岩見沢市情報公開条例（平成14年条例第2号）に基づき、提出書類を公開することがある。

(5) 詳細は実施要領等による。